

平成29年度（2017年）奨学生志願のしおり

公益財団法人山口県ひとづくり財団 奨学センター

山口県ひとづくり財団は、将来社会に貢献し得る人材の育成を目的として、向学心に富み有能な素質をもっているが、経済的な理由により修学が困難な生徒・学生に対し、奨学金の貸与を行っています。

平成29年度奨学生を下記により募集します。

〈奨学生出願の資格〉

- 1 保護者が山口県内に住所を有しており、高等学校等（高等学校全日制、中等教育学校後期課程、総合支援学校高等部、高等学校専攻科、専修学校高等課程及び高等専門学校を含む。以下、高等学校等という。）、大学（短期大学を含み、大学院を除く。）及び県内の専修学校専門課程等に在学している人。
- 2 向学心に富み有能な素質を有し、経済的な理由により修学が困難と認められる人。
- 3（独）日本学生支援機構やその他の団体の奨学生でない人。

〈貸与月額・募集期間・貸与期間〉

		区 分	貸与月額	募集期間	貸与期間	参 考
高 等 学 校	国 公 立	一 般	一 般	18,000	4月8日	正規の修業期間（4月分から貸与） 額は月平均の返済の1/3以上安 額は月平均の返済の1/4以 上の額です。
			寮・下宿	24,000		
		離 島	一 般	24,000		
			寮・下宿	29,000		
		遠 距 離 ①	24,000			
	遠 距 離 ②	30,000				
	私 立	一 般	一 般	30,000	4月30日	
			寮・下宿	35,000		
		離 島	一 般	36,000		
			寮・下宿	41,000		
遠 距 離 ①		35,000				
遠 距 離 ②	41,000					
大 学	国 公 立 (含短大)	1～6年次生	43,000	4月8日		
	私 立	1～6年次生	52,000			
	私立短大	1～3年次生	51,000			
専 修 学 校 (専 門 課 程)	国 公 立	1～3年次生	31,000	5月15日		
	私 立	1～4年次生	39,000			

- 注 1 遠距離①とは、通学用の1か月定期券の割引運賃が10,000円を超える場合、遠距離②とは、同じく20,000円を超える場合です。
- 2 離島在住で奨学金の貸与を受ける高校生のうち、本土の高等学校等への進学に必要な経費（渡船料・家賃）に対し、国及び地方公共団体から補助金を受給される場合、区分は「離島」ではなく「一般」を適用するものとします。
- 3 大学で定住促進奨学金を希望する人は別紙「定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）について」を参照してください。
- 4 専修学校専門課程等の在学者は、別紙「専修学校（専門課程）等定住促進奨学金貸与制度について」を参照してください。
- 5 学校への書類提出締切は、募集期間最終日より早くなっていることがあります。各学校に確認してください。

〈出願の手順〉

出願に必要な書類は次のとおりです。校長（学長又は学部長）を經由して提出してください。

- 1 奨学生願書 2 奨学生推薦調書 3 所得に関する証明書（注意点3参照）
- 4 住民票（注意点3参照） 5 遠距離①、②の出願者は定期券のコピー（高校生のみ）
- 6 作文（高校生のみ） 7 承諾書（高校生のみ）

書類1・2・6・7については、各学校へ申し出てください。

作文については、「私の学校生活」等、奨学センター作文用紙（1枚程度）に本人が記述してください。

なお、書類の記入もれ、添付もれの場合は受理できませんので、よく確認の上、締切厳守で提出してください。

〈注意点〉

1 奨学生願書

記入もれのないよう、事実をありのままに書いてください。特に家庭状況欄には必ず本人を含めて全員記入してください。

2 奨学生推薦調書

在学している学校において作成します。

3 所得に関する証明書、住民票等

・ 最新の所得証明書（家族全員分）と 出願時の住民票（家族全員分、本籍・個人番号の記載されていないもの）を提出してください。

・ さらに、以下のものを添付してください。

ア) 給与所得者は平成28年分の源泉徴収票。（写しでも可）

イ) 確定申告者は平成28年分の確定申告書（写）

（又は市町民税県民税申告書（写））

ウ) 年金の受給者は平成28年分の源泉徴収票（写しでも可）

〈採否の決定通知と誓約書及び奨学金借用証書の提出〉

・ 奨学生願書及び関係書類に基づき、選考委員会で選考し、採否の結果については在学学校長（学長）を經由して高等学校等は6月、大学等は7月に通知する予定です。

・ 採用決定の通知を受けた後、「誓約書」及び「奨学金借用証書」を作成し、定められた日（別途通知）までに提出してください。

・ 「奨学金借用証書」には連帯保証人2人を記入してください。1人は保護者等、他の1人は別世帯で、ともに有職者（独立して生計を営む収入のある人）で、返還に責任を負うことができる65歳以下の成人とし、印鑑登録証明書を添付してください。

なお、父と母の2人で連帯保証人になることはできません。

〈奨学金の貸与〉

- 1 新規採用者への奨学金第1回の送金は、高等学校等にあつては4～8月分を7月中旬に、大学等にあつては4～8月分を8月末日までに、それぞれまとめて送金する予定です。以後は、原則として毎月の送金となります。高等学校等奨学金は、受領を校長に委任していただき、まとめて学校に送金します。大学等奨学金は、直接各奨学生の個人口座に振り込みます。
- 2 日本学生支援機構など他の奨学生に採用されたとき又は奨学生を辞退したときは貸与を終了し、休学したときは休止します。

- 3 学業成績や素行が不良になったとき、疾病等で修学の見込みがなくなったときは貸与を廃止します。
- 4 保護者が山口県に住所を有しなくなったときは、貸与を終了します。

〈奨学金の返還〉

- 1 奨学金は学資として貸与されたものですから、貸与終了（卒業・辞退等）後は必ず返還しなければなりません。貸与を受けた奨学金は、貸与終了時に奨学金返還計画書を作成し、計画に従って返還してください。

なお、定められた返還期限までは無利息です。

2 返還の方法・期間

貸与を受けた奨学金は、貸与終了後6か月間据え置いてから、月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法で、貸与された金額を均等に返還することになります。

- (1) 高等学校等で貸与を受けた人は、貸与期間の3倍の期間、大学等で貸与を受けた人は貸与期間の4倍の期間で返還することになります。
- (2) 高等学校等から大学等まで継続して貸与を受けた人は、大学等の貸与期間の4倍に高校の貸与期間を加えた期間で返還することになります。

3 返還猶予

次のいずれかに該当するときは、願い出により奨学金の返還を猶予することがあります。

- (1) 奨学生であった人が上級学校に進学したとき。
- (2) 本人及び連帯保証人の全員が、災害、疾病その他やむを得ない事由によって返還が困難と認められるとき。

4 延滞利息

返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了していないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき残額につき年5.0%の延滞利息を徴収します。

奨学金は、貸与終了後に責任をもって返還しなければなりません。

返還金は、直ちに後輩の奨学金として活用されます。

返還について充分考慮のうえ出願してください。

※ 特別な事情の場合、年間を通して緊急採用の制度があります。

※ 願書等の情報については奨学事業以外には使用しません。

出願の方法など不明な点がありましたら学校又は直接当センターにお問い合わせください。

〒753-0072 山口市大手町2-18 山口県教育会館内

公益財団法人 山口県ひとづくり財団奨学センター

電話 (083) 933-4770

メール hito-sho@tune.ocn.ne.jp

志願者番号

(大学用)

山口県ひとつくり財団奨学生願書

フリガナ				本人現住所 〒			
氏名				※ 自宅・自宅以外 TEL () - 携 帯 T E L () -			
国・公		大学		保護者住所 〒			
※ 私立		学部 年		山口県			
私 短		※昼間部・夜間部		自宅 TEL () - 携帯 TEL () -			
大学所在地 〒				入学	平成 年 4 月	卒業予定	平成 年 3 月
				貸与 月額	円	貸与 期間	自平成 29 年 4 月 至平成 年 3 月
家 庭 状 況	家 族 欄	続柄	氏名	年齢	所得の種類 (給与、営業所得等) 学校は公私・課程の別を記入		※通学形態
		本人					自宅通学・下宿
							自宅通学・下宿
							自宅通学・下宿
							自宅通学・下宿
							自宅通学・下宿
							自宅通学・下宿
							自宅通学・下宿
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> 最新の所得証明書 (家族全員分) 源泉徴収票 (給与所得者) 確定申告書⑤ (確定申告者) 年金の源泉徴収票 (年金受給者) 住民票 (家族全員分) 						
希 望 学 金 貸 与 理 由	家庭の事情、最近の被災、家族の長期療養、身体障害、離職等の状況を記入してください。						

- ※の箇所は、該当のものを○で囲む。
- 二重枠の箇所は、記入しないでください。

(裏面も記入してください)

大学担当者名

(願書受理後記入してください)

定住促進奨学金希望	有 無
-----------	--------------------------

※希望の有無を○で囲んでください。

※ 奨学生等 の 関 係	山口県ひとつくり財団 (旧山口県奨学会) の奨学生であった	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 ・大 学 	奨学生番号 ()	・奨学生ではなかった
	日本学生支援機構 (旧日本育英会)	<ul style="list-style-type: none"> ・出願中である 		・出願していない
	その他の奨学生	<ul style="list-style-type: none"> ・出願中である (奨学生) 		・出願していない

※該当するところを○で囲み、()に記入してください。

以上のとおり記載事項に相違ありません。
必要書類を添えて志願します。

平成 年 月 日

公益財団法人 山口県ひとつくり財団 理事長 様

志願者(本人)氏名 _____ ㊟

住所 _____

保護者(法定代理人)

フリガナ
氏 名 _____ ㊟

(昭和 年 月 日生満 歳)

本人との続柄 ()

住 所 山口県 _____

・ 本人と保護者はそれぞれ自署し、それぞれ別の印で押印すること。

志願者番号

(大学用)

山口県ひとづくり財団奨学生推薦調書

調書作成者名

()

奨学生
志願者

大学

学部

科 () 学年 氏名

右の①②③のいずれかに記入してください

① 新入生 (1年次生)

出身 () 高等学校 () 年3月卒)

学習成績の評定平均値

② 在学生 (2年次生以上)

卒業に必要な単位数 単位

在学年次までの標準取得単位数 単位

在学年次までの取得単位数 単位

③ 新入生 (社会人入学等) [面接・学科試験等の状況]

A 優秀 B 平均 C 要努力

特記事項

人物
総合判定

A 優秀 B 平均 C 課題あり

健康診断
就学判定

A 可 B 注意 C 不可

推薦
所見

上記の者は、健康で、向学心旺盛であるが、学資の支弁が困難と思われるので、
貴財団の奨学生として適当と認め推薦します。

平成 年 月 日

公益財団法人 山口県ひとづくり財団 理事長 様

大学長 (氏名)

職印

定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）について

公益財団法人山口県ひとづくり財団では、山口県内への人口定住を促進するため、大学に在学し本財団の一般奨学金を受けている学生のうち、卒業後県内に定住する意思のある者に対して、定住促進奨学金を加算して貸与しています。

1 名称

「定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）」

2 概要

大学（短期大学を含む。以下同じ）卒業後、山口県内の企業等へ就職し、山口県内に定住したいと考えている本財団奨学生に対して、一般奨学金貸与額に上乗せして貸与する奨学金です。

3 貸与額

一般奨学金貸与月額に定住促進奨学金貸与月額（10,000円）を加えた金額です。

4 貸与条件

現在、本財団の奨学金の貸与を受け、又は受けようとする学生（在学する大学の所在地は、県内・県外を問わない）で、大学卒業後（大学院へ進学した者は大学院修了後。以下同じ）、山口県内に定住する意思があることが条件です。また、定住確認のために、卒業後5年間（計6回）にわたり、毎年4月1日現在の住民票を提出していただくこととなります。

なお、やむを得ず県外へ転出した場合（山口県内に定住できない場合）は、定住促進貸与金として上乗せして貸与した金額について、年3%の利息を含めた金額を返還することとなります。

5 適用範囲

現在、大学に在学していて、本財団の大学（一般）奨学生である者

6 定住の定義

この定住促進奨学金に係る「定住」とは、大学卒業後、継続して5年以上山口県内に住所を有することをいいます。

7 返還金の利息の取扱い

- (1) 定住の定義に該当する場合は、利息の支払いは必要ありません。
- (2) 5年未満で県外に転出する場合は、転出した時点の返還分から年3%の利息の支払いが生じます。
- (3) 大学卒業後、始めは県外に住所を有し、その後山口県内に転入した場合は、転入した時点の返還分から利息の支払いを免除します。

願書確認事項 (志願者用) 大学奨学金

学校の提出締切日を確認してください。 月 日

●願書記入の注意事項

願書表面

注意事項		確認欄						
氏名	略字等でなく、正式な字で記入してください。							
住所	現住所を記入してください。 (住民票と異なる場合も、実際の住所を記入)							
貸与月額	<table border="1"> <tr> <td>国公立大学 (含短大)</td> <td>43,000</td> </tr> <tr> <td>私立大学</td> <td>52,000</td> </tr> <tr> <td>私立短大</td> <td>51,000</td> </tr> </table> <p>※定住促進奨学金希望の場合、10,000円を上乗せした額を記入してください。</p>	国公立大学 (含短大)	43,000	私立大学	52,000	私立短大	51,000	
国公立大学 (含短大)	43,000							
私立大学	52,000							
私立短大	51,000							
家族欄	家族全員を記入してください (別居の就学者を含む) 続柄に、家計支持者は○印、別居者は△印を記入。 (下宿の兄弟、単身赴任の親等に△印をつけていますか) 所得のある人は、給与・営業所得・年金など、所得の種類を記入 就学者は、校種、公立私立、自宅・下宿通学の区別を記入							
生活保護	有無のどちらからか○をつけていますか。							
希望理由	奨学金を希望する理由を詳しく記入していますか。							

願書裏面

定住促進奨学金	希望の有無のどちらかに○をつけていますか。 定住促進奨学金の貸与条件をよく読んで記入してください。 願書表面の貸与月額欄も再確認してください。
奨学生等の関係	漏れなく記入していますか。 他奨学金併願の有無は採否に影響しません。必ず記入してください
署名	本人と保護者それぞれが自署していますか。 氏名は正確に、住所は現住所で記入。
印鑑	本人と保護者は、別々の印鑑で押印していますか。

家族全員分 必要 (役所にて取得)	住民票 出願時のもので本籍・個人番号の記載のないもの 所得証明書 最新平成 28 年度 (平成 27 年分) のもの
平成 28 年に所得のある人 (同一生計者のアルバイト・年金含む)	給与所得者→H28 年分の源泉徴収票の写し 営業所得者→H28 年分の確定申告書の写し 年金受給者→H28 年分の源泉徴収票の写し ※給与所得者・年金受給者であっても、H28 年分の確定申告をした方は、確定申告書の写しを提出

+

+

状況に応じて必要となるもの	障がい者手帳などわかるもの (コピー可) 診断書など 罹災の証明など 生活保護受給証明書
---------------	---

※この他、状況により、財団が必要とする書類の提出をお願いする場合があります。

★誤記入の場合の訂正方法

訂正箇所には二重線をひき、署名押印欄と同じ印で訂正の印を押してください。
(保護者署名欄は保護者印、その他は本人印で) 訂正内容の記入は欄外でもかまいませんので、わかるように記載してください。
※修正液、修正テープは使用しないでください。

★最終確認

- ・志願者と保護者でよく話し合いの上、出願していますか。
- ・記入漏れはありませんか。提出前に確認欄も利用してチェックしてください。
学校の締め切りをすぎると受け付けることができませんので、ご注意ください。